

年金加入履歴の確認を

保健医療課
国保年金係
☎0824-73-1158

国民年金や厚生年金などの公的年金加入記録は、社会保険庁で基礎年金番号により一元的に管理されています。

基礎年金番号は平成9年に導入されましたが、それ以前は国民年金や厚生年金など各制度ごとに年金番号が付けられており、また同じ制度内でも転職や転居などにより複数の年金記録が作られることがありました。これらの記録を基礎年金番号に統合し、年金記録を一本化する作業を順次進めています。平成18年6月時点で約5万件の記録が統合されずに残っています。これらの記録は当時の年金手帳番号により社会保険庁で大切に保管されており、消えたわけではありません。しかし、このままでは年金支給に結び付かなくなる恐れがありますので、今後、社会保険庁においては、この年金記録問題に対し全力を挙げて取り組みむことにしています。

ご自身の年金加入履歴をご確認いただき、少しでも不明な点や不安な点があればお問い合わせください。また、年金を掛けた年数が足らず受給資格のない方や、すでにお亡くなりになった年金受給者の遺族の方々についても、不明な点や疑問などがあればお問い合わせください。

※庄原市の国民年金受付窓口でも、年金記録照会の社会保険事務所への取り次ぎを行っています。

問い合わせ
三次社会保険事務所
☎(0824)623107

■年金時効特例法が施行

年金時効特例法が制定され、平成19年7月6日から施行されました。

これまでは年金記録の訂正により年金額が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金のみの支払いでした。年金時効特例法の成立により、これまで時効により受け取れなかった分についても、本人または遺族の方へ全額支払われるようになりました。

【対象となる方】
(1)すでに年金記録が訂正されている方

(2)これから年金記録が訂正される方

(3) (1)、(2)に該当する方が死亡されている場合は、生計を同じにしていた遺族の方

手続方法など、詳しくは左記へお問い合わせください。なお、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)でも詳しい制度内容をご案内しています。

窓口(問い合わせ・手続き)

三次社会保険事務所

電話 **ねんきんダイヤル**

☎0570051165

■社会保険職員を装った詐欺にご注意!

社会保険職員を装った詐欺事件が発生しています。「医療費の払い戻しをするので、〇〇のATMに通帳とキャッシュカードを持ってきてほしい」などと言葉巧みに誘います。単なる「振り込め詐欺」とは異なり、あなたも社会保険から払い戻しがあるように装うなど、手口が巧妙化しています。

社会保険事務所などが、医療費の還付金など、いかなる支払いであれ、職員が直接お電話し、ご本人から金融機関やコンビニエンスストアなどに出向いていただき、ATMを操作して入金や出金をお願いすることはありません。

■国民年金保険料免除制度があります!

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料免除制度があります。

免除制度は前年および前々年の所得が一定の基準以下であれば、申請に基づき保険料の納付が免除されるといふものです。

審査の対象は「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「申請者の世帯主」の所得です。それぞれの方が基準を満たしていないと承認されません。なお、平成18年7月から、今までの「全額免除」と「半額免除」に加え、新たに「4分の1納付」と「4分の3納付」が加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になりました。

免除期間は、7月から翌年6月までです。免除を希望する方は保健医療課または最寄りの支所で申請してください。

■年金受給権確保のため手続きはきちんとしてみましょう!

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納めるか、免除申請などの手続きをしましょう。